分野番号：７－５
題名：熱中症警戒アラートによる、体育施設の空調使用料減免についてのお願い

【提言内容要旨】
　取手グリーンスポーツセンターにおける空調設備運用にあたり、熱中症警戒アラートが発令された場合に空調使用料が減免されるが、一方でアラートが出ていなければ、WBGT 値が 33 以上あっても減免にならない。アラートの判断では予測レベルのため、より実情に合わせ、環境省が毎時発表する「WBGT 実況推定値」を基準に減免の判断をしてほしい。
（令和８年７月受付）

【回答内容】
　現状におきましては、熱中症警戒アラート発令時に空調料金 3 時間分を 3 分の 1 の料金とする減免措置をとっております。●●様からご指摘いただいたように、減免の条件については、より実情に沿ったものとするべく、指定管理者と協議した結果、「第 1 体育室の団体利用時に、利用者から空調設備使用の申請があった時点において、『熱中症警戒アラート発令時』または『直近における環境省発表の WBGT 実況推定値もしくは予測値(龍ケ崎観測所)のいずれかが 33 以上となっている』場合に、上記の減免を適用する」こととといたします。
（スポーツ振興課　令和８年８月回答）